

<p>1 開会 中島補佐</p>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>定刻より少し早いですが、御出席予定の委員の皆様方がお揃いになりましたので、ただ今から、「令和2年度第2回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。</p> <p>委員の皆様には御多忙の中、本審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>議事に入るまでの間、事務局で司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、本審議会の委員の出席状況について、御報告いたします。</p> <p>現在、委員総数15名のうち、14名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。</p>
<p>2 長崎労働局長挨拶 中島補佐</p>	<p>それでは、開会にあたりまして、瀧ヶ平労働局長より御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>瀧ヶ平局長</p>	<p>おはようございます。委員の皆様方には大変お忙しい中、第1回地方最低賃金審議会に出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、中央最低賃金審議会の目安の伝達、及び特定最低賃金改正の必要性の有無についての諮問を行うこととしております。</p> <p>また、本審議会の終了後、引き続きまして地域最賃の第1回の専門部会を開催することとしており、専門部会の委員の皆様には、更に御苦勞をおかけしますが、十分な御審議をお願いします。</p> <p>さて、7月22日に中央最低賃金審議会が開催され、目安について「令和2年度の地域別最低賃金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済、雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。地方最低賃金審議会においては、この見解を十分に参酌しつつ、地域の経済、雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する」という答申が取りまとめられております。</p> <p>また、最近の景気の動向につきましては、内閣府発表の令和2年7月の月例経済報告において、「景気は新型コロナウイルスの感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きが見られる」とされております。</p> <p>こうした中、最低賃金額につきましては、労働者の方々に対する主要なセーフティネットの一つでありますことから、今年も適切な審議会の</p>

3 会長挨拶 中島補佐	<p>運営をしていきたいと思っております。</p> <p>委員の皆様方には、大変御苦勞をおかけすることになると思いますが、慎重かつ円滑な御審議をいただきますようお願い申し上げて、簡単ではございますが、冒頭の御挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、松本会長より御挨拶をいただき、その後の議事の進行をお願いいたします。</p>
松本会長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>本日は暑い中、また、お忙しい中、お集まりいただき本当に、ありがとうございます。</p> <p>本日は、最低賃金法第25条第5項の規定による、参考人を本審議会に出席させての意見聴取につきまして、「長崎県労働組合総連合」の方から意見書の提出、並びに審議会の場での意見陳述の要望がなされたので、参考人聴取の必要性を検討しました結果、意見聴取の場を設けることといたしました。</p> <p>また、審議会の公開につきましては、「最低賃金の改正に係わる金額審議や、参考人聴取に係わる会議等につきましては、個人情報保護、また、公開することにより率直な意見の交換、若しくは、意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、会長判断により非公開とする場合がある。」としておりますが、今回の参考人聴取につきましては、参考人の方から、「公開して構わない」との意見をいただいております。</p> <p>従いまして、参考人意見聴取につきましては、会長判断として、公開といたします。</p> <p>また、7月22日に中央最低賃金審議会の目安答申が示されましたので、その内容の伝達をいたします。</p> <p>さらに、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、長崎労働局長からの諮問を受けることとしております。</p> <p>本審議会の終了後は、引き続きまして、第1回専門部会を開催いたします。</p> <p>本日より、本格的な審議がスタートしますが、慎重かつ円滑な審議運営が出来ますように、また、全会一致の結論が得られますように、皆様の御協力をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の審議会の議事録への署名につきましては、公益委員は私、労働者側委員は「古川委員」を、使用者側委員は「岩根委員」を、それぞれ御指名させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p>

4 議題	
(1) 参考人の意見聴取について 松本会長	<p>それではさっそく、議題に入ります。 最初の議題は、「参考人意見聴取について」でございます。 意見聴取の方法等について、事務局から御説明をお願いします。</p>
上戸室長	<p>事務局から、「参考人意見聴取」につきまして、御説明をさせていただきます。 資料としまして、「参考人意見聴取一覧表」を御配りしておりますので、御覧ください。 本日は、長崎県労働組合総連合の傘下にある、生活協同組合ララコープ労働組合副委員長の永吉節子様を参考人としてお招きしまして、長崎県最低賃金に関する御意見をいただく予定にしております。 意見聴取にかかる所要時間は、20分程度を予定しております。最初の10分程度で御意見を述べていただき、その後、10分程度、委員の皆様との質疑応答という形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>
松本会長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたように、時間の制約もございますので、円滑な進行につきまして、御協力をお願いいたします。 それでは、事務局、案内をお願いいたします。</p> <p><参考人着席></p> <p>それでは、意見聴取を始めたいと思っております。 よろしくお願いたします。</p>
永吉参考人	<p>おはようございます。 先ほど御紹介がありました、生活協同組合ララコープ労働組合副委員長をしております永吉節子と申します。今日は、県労連として提出した意見書について、内容の補強という形で発言させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。 今、3人に1人は非正規、4人に1人は年収200万円以下で働く労働者がいます。 その中には、低賃金ゆえに生活困窮状態に陥っている労働者も数多く、ララコープの職場でも、正規職員約200名に対し、非正規労働者は、</p>

1, 000人を超える比率となっています。

非正規職員の中には、主たる生計者、すなわち一家の大黒柱として働いている非正規職員も少なくありません。

シングルマザーとして、子育てに奮闘しながら働いている女性もいます。

非正規の契約時間は、長い方でも1日7.5時間契約です。

毎日残業2時間しても、月の収入は手取り14万円を越えることはありません。年収になると、僅かな一時金をプラスしても200万円を超えることは殆どありません。

こういう現状では、憲法25条に「全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められていますが、健康で文化的な生活は送れません。

せめて子供達には、健康で文化的な生活を送らせてあげたいとの思いから、ダブルワークで頑張っている労働者も職場にはいます。

親の貧困は直接子どもの貧困問題に繋がります。

時給で働く非正規労働者は収入を増やすためには、労働時間を延ばすしかありません。休みもなく働いて、健康で文化的な生活は送れません。労働安全衛生の面からも、危険な働き方です。

ここで、現場からの声を一部紹介したいと思います。

若い世代の非正規労働者から、「今のままだと結婚も出来ない」という言葉をよく聞きます。今は実家から通勤しているので、家賃や光熱費が要らない分生活はどうにか成り立っているが、独立して結婚となると収入面の問題が大きいのかかり、なかなか踏み出せません。

共働きで頑張ろうと結婚したが、日々の生活が精一杯で子供を産み、育てることが不安で出産に踏み出せません。

結婚し子供もいるが両親ともが非正規労働者なので、塾の問題・部活動の問題・進学の問題など子供に対する悩みが大きい。人間らしい暮らしが出来る賃金が欲しい。それには最低賃金を引上げること。

シングルマザーで頑張っているが、最低賃金が引上がらないと収入が増えないため子どもに満足な食事を与えることが出来ず、親が食べないしかない。子供に文化的な生活をさせてあげられない。

新型コロナの件で、保育園の休園に伴い、仕事を休まざるを得ないが、6割程度の保障はありますが、長引けばなかなか生活が出来ない。

実際に語られた悲痛な叫びです。1人2人の話ではありません。

非正規雇用でも結婚して子供を産み、育てられる日本になる様な最低賃金額、及び賃金制度を強く望みます。

労働組合として、時給アップの要求は毎年使用者側に提出しておりますが、公的下支えがないと賃金は上がっていきません。

実例として、ララコープでは、県の最低賃金が平成30年は762円だったのが28円上がり、令和元年には790円になりました。

当時のララコープは、最低賃金に張り付いた採用時給の762円でしたが、春闘で38円のこれまでの最高ベースアップとなり、800円の大台に乗りました。

令和2年の春闘では、10円のベースアップがあり、現在は810円となっています。

県の最低賃金より僅かに上回っておりますが、これは労働者の運動だけで勝ち取れたものではなく、最低賃金の上昇が大きく影響しています。

県内の労働者、中でも非正規労働者の賃金は、県の最低賃金の上昇に伴い大きく前進します。

昨年報告している「最低生計費試算」の結果では、九州の最賃Dランクで、若年男性単身者が生活する場合に必要な賃金は、時間給額1,499円、月額224,792円が必要という結果が出ています。

若者が普通に暮らすために、年収で約270万円必要となります。

この調査は、九州では福岡、長崎、佐賀で行われ、現在は、沖縄もまもなく調査を発表する段取りとなっています。全国各地でも進められており、昨年は首都東京でも実施されています。

東京の結果を見ても、ほぼ地方と変わらない状況となっています。

事前に配布している資料を御覧いただきたいと思います。

その結果が分かると思います。

全労連がAからDランクで実施した最低生計費試算では殆ど差がなく、地域別最賃制が地域間格差を広げることになっています。

「全国一律賃金制」の確立が急務です。

都会との差を縮めるためにも、大幅な引上げを望みます。

2010年の雇用戦略対話で政労使合意した「2020年までに全国平均1,000円」の約束を守り、「全国一律賃金」の早期実現を求めるものです。

今年の新型コロナウイルス感染症により、大きな痛手となっていることは承知しておりますが、2008年のリーマンショックの時、世界各国は賃金引上げを含む内需拡大で経済危機を克服してきました。日本では派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制を通じ、労働者・国民の懐を温めることよりも企業利益の拡大を優先させ、その結果として国民の格差と貧困化が大きく広がり、その後も深刻なデフレから抜け出せなくなりました。

コロナ禍の中においても、経済危機を乗り越えるために賃金を抑制する誤りを繰り返すべきではありません。コロナ禍を克服し、日本経済の回復を進めるために、国民の消費購買力を高める必要があります。そのた

	<p>めに、今こそ、この間の最低賃金運動の歩みを止めてはならないと思います。政府の中小企業支援策の強化と連動した経済政策も必要です。</p> <p>私たちの賃金を上げるには、最低賃金を引上げることと思います。</p> <p>最低賃金の根本的な引上げに全力で取り組んで欲しいと思っております。以上です。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>意見聴取には20分ほど予定しておりますのでまだ時間はありますが、今思いついた感想でも、何か補足することはございませんか。</p>
永吉参考人	<p>やはり一番訴えたいのは、国の下支えがないとなかなか民間の賃金、特に非正規労働者が、上がっていかないというところを強く言いたいと思っておりますので、皆さんにその点を理解して考えて欲しいなと思っております。</p>
松本会長	<p>分かりました。それでは、各委員の方からの御質問を受けたいと思います。</p> <p>委員の方々、御意見御質問等はございましたら、挙手してお願いいたします。</p>
中嶋委員	<p>今日はありがとうございます。2点お尋ねいたします。</p> <p>まず1点は、コロナ禍の中でステイホームが進められていますので、外食よりも自宅で食事をすると、生協としては売上が伸びているのではないかと思っているんですが、もし分かれば教えていただきたいということと、もう1点は、今時給が810円とお聞きしましたけれども、この春闘で賃上げ要求されたのか、されたとしたらどれくらいで決着したのか、されてなかったとした場合、今後どういうふうに考えていくのか。</p> <p>この2点をお伺いします。よろしく申し上げます。</p>
永吉参考人	<p>生協の売上としては、今、組合さんの利用が増えております。</p> <p>私は、今、配達前の準備をする部署にいるんですけど、やはり荷物は確実に増えております。</p> <p>もう1点の、今年の春闘は100円の時給アップの要求をして、10円の回答でした。今度、そういうコロナ禍の中でも皆一生懸命働いているというところで、特別に秋闘前にもう1回ベースアップ要求を出そうというところで話し合いを進めていて、とりあえず50円の要求を労働組合としては考えております。</p> <p>まだ提出はしておりませんが、秋闘の要求にしていこうということで、</p>

	皆で話し合いを進めているところです。
松本会長	ありがとうございました。よろしいでしょうか。 他の方から何か御質問等ございますでしょうか。 では、私から若干お尋ねしますけれど、今の話ですと、ララコープさんではこのコロナ禍の中で配達が増えているというようなお話でしたが、従業員1人あたりの負担が増えているのでしょうか。 それともそれに対応して人員を増やすという方法をとっているのでしょうか。あるいは両方ですか。
永吉参考人	人員は、なかなか、今人手不足で増える状況ではないんですけれども、1人当たりの負担はものすごく増えていると思います。 配達時間が延びて帰りが遅くなるという現状も聞いております。
松本会長	810円という現在の賃金水準でも人手はなかなか集めにくいというふうに解釈してよろしいでしょうか。
永吉参考人	そうですね。 配達の際は、配達の手当が付いていますので、手当を含めると実際は1,000円を超える時給になります。
松本会長	では、810円という時給が適用されるのはどういう作業の方なのですか。
永吉参考人	新規採用とか、事務職とか、店舗とか、そういうところが810円で働いているという現状です。 配達部門だけ手当が付いております。
松本会長	どうでしょうか、今のお話をお聞きして。
林委員	先ほど、なかなか組合の方だけでは経営者側に、賃上げを呑んでもらうことは難しいということで、法的な下支えというようにおっしゃっていたと思うんですけれども、この法的な下支えというのは、最賃の罰則規定がありますので、ララコープさんの組合としてはそういう意味で、言ってみれば政府の力を借りたいという、そういうことなのではないでしょうか。 労働組合の方から、そういった発言は違和感を正直感じるんですが。
永吉参考人	先ほど言いましたように、県の最低賃金よりララコープの最低賃金が

	<p>2円安い時があり、その時は2円上げて県の最低賃金の基準と同じ水準になりました。</p> <p>それは、要求とかではなく自動的に10月1日から県の最低賃金になったんです。そこに張り付いてずっと仕事をしていたんですけど、その効果で、次の春闘で28円上がって790円、800円という水準にララコープはなりました。</p> <p>やはり、そういう国の下支えがないとなかなか生活できる水準の時給にはならないという現状があると思います。</p>
松本会長	<p>他に御質問・御意見等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、質問は出尽くしたと考えてよろしいですかね。</p> <p>他に無いようですので、永吉様からの意見聴取につきましては、これで終了させていただきたいと思います。</p> <p>永吉様、お忙しい中、誠に有難うございました。</p>
永吉参考人	<p>ありがとうございました。</p> <p><参考人退席></p>
松本会長	<p>それでは、以上をもちまして、参考人意見聴取を終了いたします。</p> <p>本日実施しました参考人意見聴取につきましては、今後の審議に当たっての参考にしていただきますよう、お願いいたします。</p> <p>それから、長崎県労働組合総連合以外の方からも、要望書等を受理しておりますので、事務局から御説明をお願いします。</p>
上戸室長	<p>それでは、長崎県労働組合総連合以外の方から提出された要望書等につきまして御説明いたします。</p> <p>お手元に配布しております資料の「関係労使の意見書」をご覧ください。資料の9ページ、資料番号1-2、「地域別最低賃金額に対する要望について」でございます。</p> <p>この資料は、7月15日付けで、長崎県タクシー協会会長から提出された要望書となります。</p> <p>内容としましては、「全国的に感染拡大した新型コロナウイルスにより、県外からの旅行者が激減し、観光立県でもある長崎県のタクシー業界が受けた影響は甚大で、大幅な輸送人員と営業収入の減少を招き、かつて経験をしたことがない危機的な経営悪化を招いており、廃業、倒産も懸念される状況にあること。</p>

<p>(2) 中央最低賃金審議会の目安答申について 松本会長</p>	<p>最低賃金の審議においては、地域における労働者の生活費や賃金のみならず、通常の事業の賃金の支払い能力等に深く意を用い、改定にあたっては慎重な審議を求める。」というものでございます。</p> <p>その他、参考資料としまして、長崎県産業労働部長から提出された「長崎県の最低賃金について」という文書を配布しておりますので、審議の御参考にしていただきますよう、お願いいたします。</p> <p>続きまして、議題（2）の「中央最低賃金審議会の目安答申について」、事務局から御説明をお願いします。</p>
<p>上戸室長</p>	<p>それでは、目安答申について御説明させていただきます。</p> <p>最低賃金の引上げの目安額につきましては、先週、メールにて各委員の皆様へ情報提供をさせていただき、また、既に、新聞紙上等での報道もなされておりますことから、御承知のことと存じますが、皆様のお手元にお配りしております厚い資料の3ページ、資料番号2の「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」を御覧ください。</p> <p>これまでの経過についてですけれども、中央最低賃金審議会では、本年6月26日に厚生労働大臣から目安額の諮問がなされた後、5回にわたる小委員会での審議を経て、7月22日に、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に対して、「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について」答申されました。</p> <p>答申の内容につきましては、お手元の資料のとおりですが、答申の記の1から5までの5項目について、読み上げさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">＜答申文朗読＞</p> <p>続きまして、1枚めくっていただきますと、4ページに、別紙1としまして、「公益委員見解」が示されておりますので、読み上げさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">＜公益委員見解朗読＞</p> <p>続きまして、1枚めくっていただきますと、6ページに、別紙2としまして、「小委員会報告」が示されております。</p> <p>この中には、2として「労働者側見解」、3として「使用者側見解」、4</p>

	<p>として「意見の不一致」、5として「公益委員見解及びその取扱い」について示されておりますが、説明は割愛させていただきます。</p> <p>以上が、目安答申の概要でございます。</p>
松本会長	<p>ただ今、中央最低賃金審議会の目安答申等についての伝達がありましたが、御質問等はございませんか。</p>
各委員	<p>〈質疑なし〉</p>
松本会長	<p>それでは、具体的な金額審議につきましては、専門部会の場において、議論を深めて参りたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p>
(3) 専門部会委員の任命について	
松本会長	<p>続きまして、議題（3）の「専門部会委員の任命について」、事務局から御説明をお願いします。</p>
上戸室長	<p>最低賃金専門部会委員の方々の任命につきまして、御説明をさせていただきます。</p> <p>資料としましては、厚い資料の1ページ、資料番号1に、「令和2年度の委員名簿」を添付しておりますので、御覧ください。</p> <p>委員の推薦につきましては、7月3日から7月20日まで推薦公示を行いまして、労働者側団体から3名、使用者側団体から3名の推薦があり、名簿に記載されておりますとおり、公・労・使各3名ずつ、合計9名の委員の皆様方につきまして、長崎労働局長から任命をさせていただいたところでございます。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>
松本会長	<p>地域別最低賃金に関しましては、ただ今、報告されました専門部会委員により審議を行うこととなりますので、委員の皆様、御協力をよろしく願いいたします。</p> <p>次の議題は、「今後の審議日程について」でございます。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
上戸室長	<p>今後の審議日程につきまして、御説明いたします。</p> <p>本日、この審議会に引き続きまして、第1回目の専門部会を開催いたします。</p>

	<p>その後の専門部会の開催日程につきましては、7月3日の第1回審議会で配布しました日程を基本としまして、専門部会委員の皆様へ、日程確認を行いながら決定したいと考えております。</p> <p>今のところ、8月5日に第2回、7日に第3回の専門部会を開催する予定としておりまして、開催時間は、何れも午前9時30分から、開催場所は、何れもこの8階会議室を予定しております。</p> <p>また、専門部会で結審となりました場合は、速やかに、第3回の本審を開催しまして、答申をいただきたいと思いますので、8月5日開催予定の第2回専門部会での審議状況につきましては、早急に、本審の委員の皆様方に御連絡をさせていただき、第3回本審の日程調整を行わせていただきますので、委員の皆様方におかれましては、御協力をよろしくお願い申し上げます。</p>
松本会長	<p>ただ今、事務局から今後の日程等についての説明がありましたが、この点に関しまして、何か御質問等はございますでしょうか。</p>
各委員	<p>〈質疑なし〉</p>
松本会長	<p>それでは、委員の皆様方には、大変お忙しいこととは存じますが、今後の日程調整等につきまして、特段の御協力をよろしくお願いいたします。</p>
(4) 長崎県 特定最低賃 金の改正決 定の必要性 の有無につ いて	
松本会長	<p>続きまして、議題(4)の「長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」、事務局から、改正の申出内容等の説明をお願いします。</p>
上戸室長	<p>長崎県における特定最低賃金につきましては、御承知のとおり「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、及び「船舶製造・修理業、船用機関製造業」の3業種について設定されております。</p> <p>特定最低賃金の改正等につきましては、関係労使から、最低賃金法第15条第1項の規定に基づく申出を受けて、審議に入ることとなっておりますが、本年度におきましては、6月30日に、電子部品等製造業の関係労働組合からのみ、特定最低賃金の改正の申出が、労働局長あてになされております。</p>

	<p>なお、はん用機械器具等製造業、船舶製造業につきましては、第1回本審におきまして、令和2年2月に「意向表明」があった旨を御報告していましたが、申出書につきましては、提出がなされておられません。</p> <p>提出されております電子部品等製造業の申出書の内容につきましては、別冊の資料の13ページ、資料番号2-1に添付しているとおりでございます。</p> <p>電子部品等製造業にかかる改正の申出につきましては、公正競争ケースですので、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者の合意によって行われているか等の、定量的要件を満たしていることを確認して、受理しましたことを、御報告いたします。</p>
松本会長	<p>ただ今、事務局から、電子部品等製造業については、定量的要件を満たしているとの説明がありましたが、この件につきまして御質問等はありませんか。</p>
各委員	<p>〈質疑なし〉</p>
松本会長	<p>それでは、電子部品等製造業の改正の申出については、要件を満たしていることを確認しましたので、労働局長から、改正決定の必要性の有無につきまして、諮問を受けることにいたします。</p> <p>事務局、お願いいたします。</p>
上戸室長	<p>それでは、ただ今から、労働局長より諮問させていただきます。</p> <p>会長と局長は、中央のほうにお願いいたします。</p> <p>〈松本会長と瀧ヶ平局長が中央に移動〉</p> <p>〈瀧ヶ平局長が諮問文を読み上げ〉</p>
瀧ヶ平局長	<p>「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について</p> <p>長崎県最低賃金審議会会長殿 長崎労働局長 諮問</p> <p>令和2年6月30日付けをもって、申出代表者「全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 西九州地方協議会 長崎地域協議会議長 川田隆往様」から、最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求</p>

	<p>めます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p><労働局長より松本会長へ諮問文を手交></p>
松本会長	<p>確かに承りました。</p>
上戸室長	<p>ただ今、諮問させていただきました「諮問文」の写しを、皆様方の御手元にお配りしますので、御確認をお願いいたします。</p> <p><諮問文の写しを各委員に配布></p>
松本会長	<p>ただ今、電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の有無につきまして、諮問を受けましたので、審議を行うこととなりますが、具体的には、地域別最低賃金が結審した後の本審において、審議することになりますので、よろしくお願い致します。</p>
(5) その他	
松本会長	<p>続きまして、議題（5）の「その他」について、事務局からお願いします。</p>
上戸室長	<p>それでは、資料の御説明をさせていただきます。</p> <p>初めに、厚い資料の9ページ、資料番号3の「令和2年賃金改定状況調査結果」を御覧ください。</p> <p>この資料は、7月10日に開催されました中央最低賃金審議会の第2回目安に関する小委員会において配布された資料になります。</p> <p>「調査の概要」についてですが、「調査産業」につきましては、製造業、卸売業、小売業等となっております、「調査事業所」につきましては、令和2年6月1日現在、常用労働者数が30人未満の全国の企業、15,641事業所へ調査票を送付し、回答のあった4,796事業所、30,527人分を集計したものとなります。</p> <p>調査項目につきましては、5の調査事項にありますように、事業所に関する事項、労働者に関する事項があります。</p> <p>資料の11ページの「第1表」を御覧ください。</p> <p>こちらは、今年1月から6月までの賃金の引上げ、引下げ、あるいは賃金の改定を実施しなかった等の区分に基づいて、事業所単位で割合を集計したものになります。</p> <p>左上に、産業計がありますが、長崎県が含まれるDランクを見ていた</p>

だきますと、「1月から6月に賃金引上げを実施した事業所」の割合は、43.4%、ちなみに昨年は47.1%でした。

「賃金引下げを実施した事業所」の割合は、1.8%、昨年は2.4%でした。

「賃金改定を実施しない事業所」の割合は、41.5%、昨年は33.7%でした。

「7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所」の割合は13.3%、昨年は16.9%でした。

続きまして、資料の12ページの「第2表」を御覧ください。

「第2表」は、「事業所の平均賃金改定率」を事業所単位で示したのになります。

Dランクの産業計を見ていただきますと、今年1月から6月の間に、「賃金の引上げを実施した事業所」の平均賃金改定率は、2.8%「賃金の引下げを実施した事業所」の平均賃金改定率は、マイナス9.4%「賃金改定実施事業場、及び凍結事業所の合計」は、1.0%でした。

なお、「賃金改定実施事業場、及び凍結事業所の合計」の平均賃金改定率は、賃金改定実施事業場等の状況をそれぞれ事業所単位で加重平均したのとなっております。

13ページの「第3表」の、「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」につきましては、説明は省略いたします。

続きまして、資料の14ページ以降の第4表を御覧ください。

第4表は、賃金上昇率を示したのになりますが、14ページの「第4表①」と、15ページの「第4表②」の2種類があります。

「第4表①」の方は、男女別で集計した結果が示されております。

「第4表②」の方は、一般・パート労働者別で集計した結果が示されております。

14ページの「第4表①」の男女計のDランク、一番左側の産業計の欄を見ていただきますと、「1時間当りの賃金額」として、令和元年6月においては、1,230円だったものが、今年の6月には、1,241円となっておりますので、11円のアップ。

賃金上昇率としては0.9%、その右側に令和元年の賃金上昇率示されておりますが、令和元年は1.9%でしたので、昨年比べて今年は、1.0ポイントのマイナスとなっております。

15ページの「第4表②」は先ほど説明しましたように、一般労働者とパート労働者別の集計となっております。

パート労働者の定義についてですが、1日の所定労働時間、又は1週間の所定労働時間が、一般的な所定労働時間、所定労働日数よりも少ない労働者をパート労働者として定義づけております。

「第4表②」の一番左端の産業計の欄を見ていただきますと、今年のDランクの賃金上昇率は、一般労働者で0.9%、パートタイム労働者で1.0%となっております。

資料の16～18ページに、参考1、参考2、付表がありますが、これらの資料の説明につきましては、割愛させていただきます。

以上が「賃金改定状況調査結果」でございます。

続きまして、資料の19ページ、資料番号4を御覧ください。

こちらは、「生活保護と最低賃金」の関係資料になります。

20ページのグラフは、生活保護と最低賃金を比較したものとなっております。

なお、欄外の「注3」に説明がありますが、「生活保護」、「最低賃金」のデータは、共に平成30年度のものとなっております。上の実線が最低賃金、下の破線が生活保護水準を表しております。

長崎県は、右から9番目に記載されておりますが、生活保護水準が91,058円、最低賃金水準が108,332円となっております。最低賃金額が生活保護水準を上回っている結果となっております。

次の21ページのグラフは、「生活保護」のデータは平成30年度、「最低賃金」のデータは令和元年度のものとなっております。見比べていただきますと、生活保護と最低賃金の差額の幅が広がっていることが分かります。これは、昨年、長崎の最低賃金が28円引上げられたことに伴いまして、差額の幅が広がった、ということになります。

この表におきましても、長崎県は右から9番目に記載されておりますが、生活保護水準が91,058円、最低賃金水準が112,313円となっております。最新のデータによりましても、最低賃金額が生活保護水準を上回っている結果となっております。

これらのグラフを表にまとめたものが、次の22ページの表になります。

長崎は下から6番目に記載されています。

左端の欄の「平成30年度データに基づく乖離額」を御覧いただきますと、生活保護と最低賃金の、時間額のかい離幅が122円だったことが分かります。

これに、先ほど説明しました令和元年度の引上げ額、28円を加えまして150円、現在、最低賃金の方が150円上回っていることを示したものになります。

長崎以外の全ての都道府県におきましても、△・マイナスの表示となっておりますが、乖離額につきましては、平成26年度の最低賃金額改正以降、全国的に、最低賃金額が生活保護水準を上回る結果となっております。

簡単ではございますが、以上が「生活保護と最低賃金」の説明となります。

続きまして、資料の23ページ、資料番号5を御覧ください。

こちらは、「地域別最低賃金額、未満率及び影響率」の関係資料になります。

23ページの表のDランクを見ていただきますと、令和元年度（表の一番右になりますが）は、未満率は1.2%、影響率は11.6%となっております。

次の24ページのグラフは、都道府県ごとの未満率、影響率が示された折れ線グラフになっております。

24ページのグラフは、「最低賃金に関する基礎調査」に基づき事業所規模30人未満を対象にしたもので、25ページのグラフは、「賃金構造基本統計調査特別集計」に基づき事業所規模5人以上の民営事業所を対象にしたものとなっておりますので、対象となる事業所規模が異なっていることに御注意願います。

資料番号6からの資料につきましては、資料の表紙の裏面にあります「資料目次」を御覧いただきたいと思っております。

資料番号6は、「賃金分布に関する資料」。

資料番号7は、「最新の経済指標の動向」。

資料番号8は、「新型コロナウイルス感染症関係資料」。

資料番号9・10は、第1回、第2回の「目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料」。

資料番号11は、内閣府の「月例経済報告（令和2年7月）」。

資料番号12は、経済産業省の「地域経済産業の動向（2020年4月）」。

資料番号13は、日本銀行長崎支店の「長崎県の金融経済概況（2020年7月）」。

資料番号14は、長崎労働局職業安定部の「長崎県の雇用失業情勢（令和2年6月分）」。

資料番号15は、長崎県県民生活環境部統計課の「長崎県の賃金・雇用の動き（令和2年4月分）」。

資料番号16は、長崎経済研究所の「ながさき経済（2020年8月号）」。

資料番号17は、世帯人員数別標準生計費（2019年4月）となっております。

資料につきましては、今後の審議の参考として、御活用いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

松本会長	<p>ありがとうございました。膨大な資料ですけれども、是非今後の参考資料として活用していただきたいと思います。</p> <p>この場で説明していただきました、この資料につきまして、何かお気づきの点がありましたら、この場でおっしゃっていただいても結構ですが、いかがでしょうか。</p>
岩根委員	<p>今年の賃金改定状況調査結果の回収率が30.7%位なんですけれど、(資料9ページ)、先ほどの調査事業所数15,600と集計労働者数35,500、これらの例年の回収率と比べてどうだったのか。</p> <p>前回の資料を見れば分かるんですけど、回収率はあるよりよくないのではないかと、要は協力的に事業所さんにやっていただいているのではないかと、思って質問をした次第であります。</p>
上戸室長	<p>資料を、今手元に持ってきておりませんので、正確なところはわかりませんが、例年の割合ではないかと思っているんですけど。</p>
瀧ヶ平局長	<p>そんなに変わらないです。この調査については、回収率は悪いです。</p>
松本会長	<p>例年悪いということですね。</p>
上戸室長	<p>調べまして、また後で御連絡を差し上げたいと思います。</p>
松本会長	<p>他に何か御質問等ございませんか。</p>
山中委員	<p>生活保護費と最低賃金の幅ですけれども、生活保護を受けている方というのは、税金の免除があったり、医療費の免除があったり、また引越し費用の交付があったりと色々プラスされているんですけど、これは単純に生活保護費の本体の費用と最低賃金との比べた費用になるんじゃないかと。</p>
上戸室長	<p>これは税金と社会保険料等を除いた可処分所得の数字で、係数がありまして、その数字をかけたもので出した数字になっております。</p>
松本会長	<p>そうすると状況としては反映されているわけですね。</p>
上戸室長	<p>そうです。反映された数字ということになります。</p>

山中委員	わかりました。ありがとうございました。
松本会長	調整済みの数値ということでしょうね。 他にどなたか。御質問はございませんか。
各委員	〈質疑なし〉
松本会長	それでは、本日予定しておりました議題は終了いたしましたので、これもちまして、本日の審議会は閉会といたします。 引き続き、専門部会を開催しますので、専門部会委員の方はこの会議室にお残りください。 お疲れ様でした。 以上のおとり相違ないことを確認し、署名する。 公益代表委員 労働者代表委員 使用者代表委員